

京都市営地下鉄駅構内における
自動販売機、外貨両替機及びカプセルトイ設置事業者募集要項

目 次

• I	はじめに	2
• II	募集する自販機等の種類と設置場所等	2
• III	応募資格	4
• IV	応募手続	4
• V	選定及び設置者の決定	6
• VI	契約及び使用料等	8
• VII	その他	10
• VIII	全体スケジュール	11

令和8年1月

京都市交通局

I はじめに

京都市交通局では、地下鉄事業の増収及びお客様の更なる利便性向上を図るため、「駅ナカビジネス」を積極的に展開しています。

この度、小規模スペースの有効活用による更なる増収はもとより、地下鉄駅構内に新たな魅力の創出及びお客様の利便性向上を図るため、地下鉄駅構内における自動販売機、外貨両替機及びカプセルトイ（以下、「自販機等」という。）の設置事業者を募集します。

お客様の多様なニーズを満たし、地下鉄駅の新たな魅力創出につながる御提案をお待ちしています。

II 募集する自販機等の種類と設置場所等

1 募集する自販機等の種類と販売品目及び最低歩率等

募集する自販機等は、以下の種類及び販売品目を取り扱うものとします。

自販機等の種類 及び販売品目		細品目	最低歩率	最低保証使用料 (月額・税抜)
(1)自動 販売機	①飲料	ア 飲料 イ 生搾りジュース	ア 30% イ 8%	1台あたり 5,000円
	②食品	ア パン・菓子等 イ アイス	ア 8% イ 25%	1台あたり 5,000円
(2)外貨両替機		—	1%	1台あたり 1,500円
(3)カプセルトイ		—	10%	1m ² あたり 5,600円

(1) 自動販売機

① 飲料

飲料は以下の細品目のいずれかとします。細品目は最低歩率が異なります。

ア 飲料

缶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式容器に入った既製品の飲料等を販売する自動販売機。

イ 生搾りジュース

果物類を自動販売機内で搾汁するなどしてフレッシュジュースを提供する自動販売機。

② 食品

食品は以下の細品目のいずれかとします。細品目は最低歩率が異なります。

ア パン・菓子等

販売商品の半数以上で、パン、菓子、スイーツ、インスタント食品をはじめとした飲料以外の食品等を販売する自動販売機。

イ アイス

販売する全商品でアイスクリーム類（アイスクリーム、氷菓、ラクトアイスなどを冷凍状態で提供する冷菓等）を販売する自動販売機。

(2) 外貨両替機

外貨から日本円に自動で両替ができる機能を有し、複数言語及び複数通貨に対応し

ている両替機。

(3) カプセルトイ

硬貨又はその他決済手段を投入し、内容物が封入されたプラスチック製カプセル等を排出することにより、玩具類等を提供する無人販売機。

2 募集場所と募集する販売品目

設置場所及び寸法上の制限等は、以下及び別紙「設置箇所図」のとおりです。なお、設置場所の詳細は、当局との協議により決定することとします。

(1) 自動販売機

NO	駅名	場所	販売品目	(参考) 令和6年度 1日平均乗降人員
1	烏丸御池	改札内、コンコース	①飲料	53,487人
2	五条	改札外、コンコース	①飲料	18,897人
3	十条	改札内、コンコース	②食品	9,721人
4	蹴上	改札外、コンコース	②食品	10,725人
5	二条城前	改札外、コンコース	②食品	8,801人

(2) 外貨両替機

以下の8か所全てに設置していただける1者を募集します。

NO	駅名	場所	(参考) 令和6年度 1日平均乗降人員
1	丸太町	北改札外、コンコース	24,673人
2	烏丸御池	竹田方面、ホーム階	53,487人
3	四条	南改札外、コンコース	103,026人
4	京都	中1改札外、コンコース	136,152人
5	三条京阪	改札内、コンコース	24,994人
6	京都市役所前	改札外、コンコース	26,828人
7	二条城前	改札外、コンコース	8,801人
8	二条	改札外、コンコース	20,451人

(3) カプセルトイ

以下の2か所全てに設置していただける1者を募集します。

NO	駅名	場所	(参考) 令和6年度 1日平均乗降人員
1	烏丸御池	北改札内、コンコース	53,487人
2	太秦天神川	改札内、コンコース	17,708人

III 応募資格

1 応募資格

応募できる者は、募集する各事業の設置実績を有する事業者かつ、設置後も責任をもって運営・管理することができる者とします。ただし、次の各号に該当する者は応募できません。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6か月以内に自ら振り出した手形、小切手を不渡りした者
- (2) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (3) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税が未納となっている者（本市に法人市民税、固定資産税を納付する義務のある者にあっては、これらが未納となっている者）
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である者
- (6) 当局が実施した自販機等若しくは使用許可に係る事業者の公募において、価格提案後又は使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者

2 応募できないもの及び設置できない自販機等

次のいずれかに該当するものは、応募及び自販機等の設置ができません。

- ・ 本要項で募集している以外の自販機等
- ・ 自販機等の本体の材質等が、不燃性・難燃性でないもの
- ・ 外観表示、設置形態等により、著しく美観を損ね、又は利用者に不快感を与える可能性があるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 賭博性を有するもの、又は当たり・外れ等により射幸性が高く、購入を誘導する可能性がある自販機等（一般的なカプセルトイで、法令及び公序良俗に反しないものは含まない）
- ・ 販売する商品について、メーカー又はメーカーが認めた正規の販売事業者が販売するもの以外の自販機等
- ・ その他、関係法令、条例等に照らして設置、販売が適切でないもの

IV 応募手続

本要項の条件に基づき自販機等の設置を希望する場合は、以下を参照のうえ応募書類を提出してください。

1 質問及び回答

本募集に関する質問及び回答は、以下のとおり行います。

(1) 質問

- ア 受付期間 令和8年1月19日（月）～1月23日（金）午後5時まで
イ 質問方法 質問票（別添様式3）に質問事項を記載のうえ、電子メールで送付し、担当者にその旨を電話で連絡してください。対面又は電話での質問は受け付けません。
※ 件名は「「自動販売機等設置事業者募集」に関する質問」としてください。
※ メールアドレス：ekinaka@city.kyoto.lg.jp

(2) 回答

質問の回答は、令和8年1月30日（金）までに、質問票を提出いただいた全ての事業者に対しメールで回答します。

なお、回答はパスワード付きzipファイルを添付のうえお送りします。設定上、受信が困難な場合は、質問票を送付の際、あらかじめその旨と受信できる方法をメール本文に記載してください。

2 応募書類

応募書類及び必要部数等は、応募書類一覧表（別添）を御参照ください。

なお、応募申込書に記載いただく内容や提出資料等は、審査の際に使用しますので、可能な限り詳細に記入したものを提出してください。

3 応募書類の受付

郵送又は持参にて受付します。ただし、郵送の場合は、書留やレターパック等の追跡可能な記録が残る方法に限ります。また、持参の場合は、事前に御連絡のうえお越しください。

- (1) 受付期間 令和8年2月13日（金）～2月19日（木）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ 郵送による提出は、令和8年2月19日（木）必着

- (2) 受付場所 京都市交通局企画総務部営業推進課（担当：長谷川、池澤）

〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12番地

サンサ右京5階

電話：075-863-5068

4 注意事項

- (1) 自動販売機について、1者で複数場所の応募は可能です。ただし、複数場所に応募される場合は、場所ごとに応募書類一式を提出してください。
- (2) 応募書類は、返却しません。
- (3) 本募集に関して応募者が要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (4) 応募書類の提出後、追加資料の提出又は説明を求める場合があります。
- (5) 設置者として選定された以後の辞退は、原則として認めません。ただし、申請者の都合により、やむを得ず辞退する場合には、自販機等の設置予定日から当局が新たに選定した事業者が自販機等を設置するまでの期間について、当局が得られたと想定される収入見込に相当する金額を違約金として負担していただきます。

V 選定及び設置者の決定

1 選定方法

提出いただいた応募書類をもとに、当局にて審査し、最も高い評価を得た応募者を設置者として選定します。

なお、選ばれた設置事業者が応募資格を満たしていないことが判明した場合等は、次点者を設置者とします。

2 評価基準

次の評価基準に基づき審査を行います。ただし、「その他」を除く評価の合計点が6割未満の場合又は提出した書類に虚偽の内容を記載した場合、若しくは評価の公平性に影響を与える行為を行った場合、選定候補の対象外とします。

販売する商品又は事業スキームが社会課題解決に貢献する自動販売機は、選定において高く評価します。

(1) 自動販売機

区分	配点	評価項目	評価の視点
収益性	25 点	提案歩率、売上見込額及び当局収入見込額	当局収入見込額
信頼性	20 点	実績 維持管理体制	設置、運営実績等 商品補充、メンテナンス体制等
利便性 集客力	45 点	利用者利便性 ・集客力 周辺調和、社会課題解決への貢献（付加価値サービス等） その他	話題性が高く、設置する駅を利用するお客様のニーズに合致した商品構成となっているか等 ・駅や周辺環境の特性を踏まえたサービス ・駅構内の既存店舗等との調和 ・社会課題解決への貢献や他サービスとの連携 など、駅の魅力向上につながる提案内容か 交通系 IC 等のキャッシュレス決済への対応
その他	10 点	市内事業者 その他特筆すべき事項	京都市内における本社の有無 本市への貢献等、特筆すべき事項に対する評価
合計	100 点		

(2) 外貨両替機

区分	配点	評価項目	評価の視点
収益性	30 点	提案歩率、両替見込額及び当局収入見込額	当局収入見込額
信頼性	25 点	実績 維持管理体制	設置、運営実績等 メンテナンス、清掃体制、巡回等の維持管理体制
利便性 集客力	35 点	利用者利便性	多言語対応の状況、機器の操作性及び問合せ窓口の対応内容等、利用されるお客様のニーズに合致し、利用しやすいサービスとなっているか
		集客力	駅周辺の利用も含め、利用促進が期待できるとともに、駅構内の既存店舗等との調和が図られ、駅の魅力向上と回遊性向上につながるサービスとなっているか
その他	10 点	市内事業者	京都市内における本社の有無
		その他特筆すべき事項	本市への貢献、社会課題解決への貢献や他サービスとの連携等、特筆すべき事項に対する評価
合計	100 点		

(3) カプセルトイ

区分	配点	評価項目	評価の視点
収益性	30 点	最低保証料、売上見込額及び提案歩率	当局収入見込額
信頼性	30 点	実績 維持管理体制	設置、運営実績等 メンテナンス、清掃体制、商品補充及び商品の入れ替え頻度、巡回等の維持管理体制
集客力 魅力度	30 点	商品・サービスの魅力度	商品に話題性や独自性があり、ターゲット層が明確であるとともに、商品の入替頻度や新商品投入の工夫により、継続的に利用者の興味・関心を引きつける内容となっているか
		利用促進・波及効果	当局との商品連携、SNS 等を活用した情報発信や、駅利用者の属性を踏まえた商品展開等により、駅利用者の立ち寄りや賑わいの創出につながるサービスとなっているか
その他	10 点	市内事業者	京都市内における本社の有無
		その他特筆すべき事項	本市への貢献、社会課題解決への貢献や他サービスとの連携等、特筆すべき事項に対する評価
合計	100 点		

2 結果の通知

選定結果は、令和8年2月下旬頃を目途に、全ての応募者へ郵送により通知する予定です。

なお、審査の結果、適当な提案がないと認められる場合に、選定がないことがあります。

3 選定の取消し

次の場合には、設置者としての選定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに許可手続きに応じなかったとき
- (2) 自販機等の設置に当たり、関係法令に基づき、必要となる関係機関の承諾を得ることができなかつたとき
- (3) 設置者が資金事情の変化等により自販機等の設置又は運営ができないとき
- (4) 設置者が法令違反やその他著しく社会的信用を損なう行為等を行ったとき

VI 契約及び使用料等

1 契約形態、許可期間及び使用料等

(1) 契約形態

設置者は、地方自治法第238条の4第7項に基づき、行政財産の使用許可を受けて使用していただきます。(通常の賃貸借とは異なります。借地借家法の適用はありません。)

(2) 設置許可期間

許可日から令和11年3月31日までとします。(許可期間には、工事及び原状回復の期間を含みます。)それ以降の取扱いについては、別途協議させていただきます。

なお、設置者が応募時に提示した年間売上見込額を常に下回る等、当局が不適当と判断した場合、更新を行わないことがあります。

(3) 使用料等

ア 使用料

使用料は、月ごとに、自販機ごとに算出するものとし、売上額（税抜）に提案歩率を乗じた額に、消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、使用料が「II 1 募集する自販機等の種類と販売品目及び最低歩率等」に示す最低保証使用料に満たない場合は、その金額を使用料とします。

（注1）提案歩率の減額には応じません。

（注2）使用料は自販機等の設置日から必要です。また、営業開始日が月の途中の場合であっても、その月の最低保証使用料は日割り計算しません。

イ 電気使用料及び道路占用料

電気使用料及び道路占用料は設置事業者の負担とし、当局から相当額を請求します。

道路占用料については、条例の規定に基づき、設置する機器本体の表示面積に応じて請求します。

ウ 設置後の維持管理費等

設置後の維持管理（故障、破損、盗難等を含む）、商品補充、金銭管理等は設置者が行い、これに係る費用は全て設置者の負担となります。

2 設置時期及び営業開始時期

自販機等の設置及び営業開始は、使用許可書受領後おおむね1か月以内に行ってください。設置者の都合等により、営業開始が応募申込書に記載の営業開始時期よりも遅れた場合は、最低保証使用料を支払いいただく場合があります。

3 設置工事

(1) 電気工事

必要な場所まで当局の工事で引き込みます。

(2) その他の工事

上記以外の設置に係る工事費（本体設置、床荷重分散、通信回線等）は、全て設置者の負担とします。なお、床荷重は500kg/m²までとしてください。

4 ごみ箱の設置

自販機等の設置場所周辺を清潔に保つとともに、販売品目にあったごみ箱や回収ボックス等を設置し、適正に回収、処分してください。

5 その他の設置上の制限

設置者は、設置上の制限として以下のことを遵守してください。

- (1) 使用場所を法令に違反する用に供してはならない。
- (2) 使用場所を許可された目的以外の用に供してはならない。
- (3) 使用場所を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (4) 社会的な非難を受けるおそれがある行為をしてはならない。
- (5) 商品の補充、機器のメンテナンス等の実施時間は、原則として駅の営業時間と同様とする。ただし、朝夕のラッシュ時間帯（7:00～9:30、17:00～19:00）を除くものとし、必要に応じて当局と事前に調整のうえ、指示に従うものとする。なお、全ての駅で駐車スペースはありません。
- (6) 地下鉄事業を優先とし、当局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅改造工事並びにこれに伴う停電等に協力する。
- (7) 使用場所以外に物品・看板等を設置してはならない。
- (8) 営業により生じる塵芥等については設置者の責において処理する。
- (9) 設置する自販機等は、駅構内における振動や人の接触により転動することがないよう、十分な安定性を確保すること。
- (10) 営業において必要な許認可は、設置者の責任において取得すること。また、営業開始までにその写しを当局に提出すること。

6 使用許可の取消又は変更

以下のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し又はその内容を変更することができます。

- (1) 使用場所を公用若しくは公共の用又は地下鉄事業の用に供するため必要となった場合。
- (2) 使用場所が駅改造工事その他の工事の実施の範囲に含まれる場合。
- (3) 設置者が上記「5 その他の設置上の制限」又は使用許可条件に違反した場合。
- (4) 応募申込書その他提出書類の記載内容が事実と異なることが判明した場合。
- (5) 設置者が、使用料その他当局に納付すべき金銭の納付を怠った場合。
- (6) 設置者が、京都市交通局公有財産及び物品管理規程又は法令の規定に違反した場合。
- (7) 設置者が、不正な手段により使用許可を受けたことが判明した場合。

7 原状回復

設置者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、自己の費用において使用場所を原状に回復して返還してください。

なお、取消による返還に際し、設置者は一切の補償を請求することができないものとします。

8 損害賠償及び補償

- (1) 設置者は、使用に当たり当局又は第三者に損害を与えたとき、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 駅構内で行う維持管理等に関する工事、停電作業及び駅改造工事により設置者に損害が生じた場合、当局は一切の補償をしないものとします。また、工事及び作業内容によっては、自販機等の営業を一時休業していただく場合もありますが、この場合においても、当局は一切の補償をしないものとします。
- (3) 駅構内において設備停止を伴うような事故が発生する等により、営業を一時停止しなければならなくなった場合、当局は一切の補償をしないものとします。
- (4) 道路管理者や防火対策上の観点等から許可が得られない場合や、当局の事情等により、自販機等の設置又は営業が不可能となった場合であっても、当局は一切の補償をしないものとします。

VII その他

- 1 本要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、京都市交通局公有財産及び物品管理規程、その他関係法令等の定めるところによります。この要項について疑義が生じた場合は、当局の解釈によります。
- 2 当局は、公平で厳正な審査を確保するため、選定結果に関する問合せを含め、審査に関する問合せには応じません。
- 3 京都市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の公開請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を公開する場合があります。
- 4 自販機等の利用状況などについて当局から資料を要求した場合、設置者はこれに協

力することとします。

VIII 全体スケジュール

内 容	日 程
募集要項の配布日	令和8年1月19日（月）～令和8年2月12日（木）
質問の受付	令和8年1月19日（月）～令和8年1月23日（金）
質問の回答	令和8年1月30日（金）まで
応募書類の受付	令和8年2月13日（金）～令和8年2月19日（木）
設置事業者の決定	令和8年2月下旬
設置	令和7年3月上旬以降（順次）

※ 募集要項の当局での配布は、平日午前9時～正午、午後1時～午後5時（土日祝を除く）

お問合せ先

京都市交通局 企画総務部 営業推進課（事業管理担当）

TEL 075-863-5068 FAX 075-863-5099

メールアドレス ekinaka@city.kyoto.lg.jp

（担当：長谷川、池澤）

応募書類一覧表（自販機等）

応募書類	備 考	部数
応募申込書	様式1	3 部
京都市暴力団排除条例に係る誓約書	様式2	1 部
会社概要	①設立日、②資本金、③売上額、④事業内容、⑤従業員数をはじめ、会社の概要がわかる資料（A4で体裁は自由）	3 部
決算書	直近3年分	1 部
履歴事項全部証明書	申込日の前3か月以内に発行されたもの	1 部
納税証明書	【国税等（法人税と消費税）】 ※納税証明書（「その3の3」又は「その3」） 【京都市税（法人市民税と固定資産税）（直近2年分）】 ※法人市民税：京都市内に事業所等が所在する場合 ※固定資産税：京都市内に固定資産（土地・家屋に限る）を所有する場合	1 部
設置する自販機等の仕様及び商品・サービス内容が分かる資料	自販機等のカタログ、仕様書、販売する商品やサービス内容がわかる資料等	3 部

※ 複数場所に応募する場合は、場所ごとに書類を提出してください。

なお、「応募申込書」を除く書類は、1か所は原本で提出していただければ、2か所目以降は写しでも可とします。

※ 質問票は別添様式3を御参照ください。

※ 本要項では、募集品目の自動販売機、外貨両替機、カプセルトイを総称し「自販機等」と呼びます。

令和 8 年 月 日

京都市公営企業管理者交通局長 宛

住所又は所在地：

法 人 名 称：

代 表 者 名：

応 募 申 込 書

「京都市営地下鉄駅構内における自動販売機、外貨両替機及びカプセルトイ設置事業者募集要項」（以下、「要項」という。）について、趣旨及び内容を十分理解したうえで、以下のとおり申し込みます。

設置を希望する自販機等の種類及び場所	設置を希望する自販機等にレ点を記入したうえ、希望場所の番号と駅名を記入してください。 ※外貨両替機及びカプセルトイは番号と駅名記入不要。 ※飲料、食品は細品目も記入 <input type="checkbox"/> 飲料 <input type="checkbox"/> 生搾りジュース <input type="checkbox"/> 食品 <input type="checkbox"/> パン・菓子等 <input type="checkbox"/> アイス <input type="checkbox"/> 外貨両替機（募集番号と駅名は記入不要） <input type="checkbox"/> カプセルトイ（募集番号と駅名は記入不要）		
年間売上見込額 年間両替金額見込	NO. _____ 駅名 _____ 駅 設置する自販機等の年間売上見込（外貨両替機は両替金額見込）を記入してください。 _____ 円（税抜）		
提案歩率	設置する自販機等の売上（外貨両替機は両替金額）に対する提案歩率を記入してください。ただし、「II 1 募集する自販機等の種類と販売品目及び最低歩率等」に示した最低歩率以上の提案としてください。 【外貨両替機・カプセルトイ】場所によって異なる場合は、別紙（体裁自由）にて御提出ください。 _____ . % ※ 小数点第 1 位まで記入		
最低保証使用料 【外貨両替機のみ】	月額最低保証使用料を記入してください。ただし、要項「II 1 募集する自販機等の種類と販売品目及び最低歩率等」に示した最低保証使用料以上の金額を提案してください。各駅の内訳についても、別紙（体裁自由）にて御提出ください。 8 駅合計 _____ 円（税抜） 交通局へ支払う使用料について、あてはまる方にレ点を記入してください。 交通局へ支払う使用料は、 <input type="checkbox"/> 最低保証使用料と、両替金額×歩率で算出した額の合計 <input type="checkbox"/> 最低保証使用料と、両替金額×歩率で算出した額のいずれか高い方		

外形寸法 (mm)	自販機等の外形寸法を記入してください。 幅 _____ mm、奥行 _____ mm、高さ _____ mm
電気仕様・消費電力量	設置する自販機等の1台当たりの年間の消費電力量(概算)を記入してください。 電気仕様 : _____、消費電力量 : _____ kWh
設置可能時期及び営業開始時期	設置可能時期 : 使用許可書受領後 約 _____ 日後 営業開始時期 : 自販機等の設置後 約 _____ 日後
設置実績	設置する自販機等の全国での設置数を記入してください。 _____ 台
維持管理体制	設置する自販機等への商品・金銭補充、清掃等の巡回回数を記入してください。 週に _____ 回程度、月に _____ 回程度 設置する自販機等の稼働状況や在庫状況をどのように把握するかについて記入してください。(オンラインで確認・巡回時に確認など) お客様からのお問合せ窓口がある場合は、受付方法(電話・メール等)、受付曜日、受付時間等を記入してください。
集客力 利便性 魅力度	「V2 評価基準」を確認のうえ、設置する自販機等の集客力、利便性及び魅力度について、PRポイントを記入してください。詳細資料があれば別紙(体裁自由)にて提出してください。
キャッシュレス決済等への対応 対応外貨と言語数	【自動販売機・カプセルトイ】交通系ICカード、バーコード決済、電子マネー等のキャッシュレス決済の対応状況及び対応社数を記入してください。 【外貨両替機】両替に対応している外貨数と対応言語数を記入してください。
社会課題解決への貢献・その他特筆すべき事項	本市への貢献、社会課題解決への貢献や他サービスとの連携等、特筆すべき事項があれば記入してください。

御担当者 連絡先	部署・役職： 氏 名： 住 所： 電話番号： メールアドレス：
-------------	---

第1号様式（第3条、第4条及び第6条関係）

誓 約 書

(あて先) 京都市公営企業管理者 交通局長 様	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話（ 　　　　）　　—

京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

誓約者並びにその役員及び使用人の名簿

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人(市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。)

(2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人

第1号様式（第3条、第4条及び第6条関係）

誓 約 書

(あて先) 京都市公営企業管理者 交通局長 様		年 月 日		
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） <u>京都市〇〇区〇〇〇通〇〇〇東入</u> <u>〇〇〇町〇〇〇番地</u> <u>〇〇〇〇〇ビル〇階</u>		誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） <u>株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u> <u>代表取締役社長 京都 一郎</u> 電話（ <u>〇〇〇</u> ） <u>〇〇〇-〇〇〇〇</u>		
<p>京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。</p> <p>誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。</p>				
誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別
<u>代表取締役社長</u>	<u>京都 一郎</u>	<u>キヨウト イチロ</u>	<u>昭和〇年〇月〇日</u>	<u>男</u>
<u>取締役</u>	<u>京都 千香</u>	<u>キヨウト チカ</u>	<u>昭和〇年〇月〇日</u>	<u>女</u>
<u>開発部長</u>	<u>交通 正夫</u>	<u>コウツウ マサオ</u>	<u>昭和〇年〇月〇日</u>	<u>男</u>
<u>営業部長</u>	<u>交通 正子</u>	<u>コウツウ マサコ</u>	<u>昭和〇年〇月〇日</u>	<u>女</u>
<u>開発課長</u>	<u>京都 良夫</u>	<u>キヨウト ヨシオ</u>	<u>昭和〇年〇月〇日</u>	<u>男</u>
<u>営業課長</u>	<u>京都 良子</u>	<u>キヨウト ヨシコ</u>	<u>昭和〇年〇月〇日</u>	<u>女</u>

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用

京都市営地下鉄駅構内における自動販売機、
外貨両替機及びカプセルトイ設置事業者募集要項に関する質問票

宛先：京都市交通局企画総務部営業推進課（事業管理担当）

送信者：事業者名 ()
担当部署名 ()
担当者名 ()
電話番号 ()
メールアドレス ()

質問をする自販機等：自動販売機 () 外貨両替機 カプセルトイ

※質問をする自販機等の種類を○で囲み、自動販売機については（ ）内に品目を記入してください。

質問内容